

新濃尾（二期）地区

犬山頭首工小水力発電所操作・管理マニュアル等
作成その２業務

特 別 仕 様 書

項 目	内 容	備考														
第1章 総 則																
1-1 適用範囲	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。															
1-2 目 的	本業務は、新濃尾農地防災事業にて設置した小水力発電施設の運用による取水施設への影響検証及び小水力発電所操作・管理マニュアルの作成を行うものである。															
1-3 場 所	本業務において対象とする場所は、愛知県犬山市大字木津地内他で別添位置図に示すとおりである。															
1-4 低入札価格 契約における 第三者照査	(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。 (2) 第三者照査の企業に要求される資格 ア 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 イ 東海農政局において、令和5・6年度（建設コンサルタント）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。 ウ 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 エ 共通仕様書（設計）第1-30条守秘義務を遵守できる者であること。 オ 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 （ア）資本関係 ① 親会社と子会社の関係にある ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある （イ）人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている (3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、以下の者であること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> (4) 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 (5) 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しな	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木 農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															

項 目	内 容	備考														
1-5 履行確実性 評価の達成 状況の確認	なければならない。 (6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第5章打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 (7) 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録 共通仕様書（設計）第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 (8) 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等															
1-6 管理技術者	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木 農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
1-7 担当技術者	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。															
1-8 配置技術者の確認	共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。															
1-9 保険加入	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															

項 目	内 容	備考																																																												
第2章 作業条件 2-1 適用する 図書	設計作業にて適用する図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。なお、制定（改訂）年月については特に指示しない限り最新のものを適用するものとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>発行所</th><th>制定（改訂） 年月</th></tr> <tr> <td>鋼構造物計画設計技術指針（小水力発電設備編）</td><td>（社）農業土木機械化協会</td><td>平成26年12月</td></tr> <tr> <td>小水力発電事業化へのQ&A</td><td>（社）農業土木機械化協会</td><td>平成17年3月</td></tr> <tr> <td>小水力発電整備設備管理技術指針（基本設計）</td><td>（社）農業土木機械化協会</td><td>昭和63年3月</td></tr> <tr> <td>小水力発電整備設備管理技術指針（解説編）</td><td>（社）農業土木機械化協会</td><td>昭和63年3月</td></tr> <tr> <td>水力発電計画工事費積算基準</td><td>資源エネルギー庁・（財）新エネルギー財団</td><td>平成25年3月</td></tr> <tr> <td>ハイドロバレー計画ガイドブック</td><td>資源エネルギー庁・（財）新エネルギー財団</td><td>平成17年3月</td></tr> <tr> <td>中小水力発電ガイドブック</td><td>（財）新エネルギー財団</td><td>平成23年10月</td></tr> <tr> <td>マイクロ水力発電導入ガイドブック</td><td>新エネルギー・産業技術総合開発機構</td><td>平成15年3月</td></tr> <tr> <td>再生可能エネルギー導入の手引き</td><td>（財）日本水土総合研究所</td><td>平成23年3月</td></tr> <tr> <td>農業用水を利用した小水力発電導入の手引き</td><td>（財）日本水土総合研究所</td><td>平成21年3月</td></tr> <tr> <td>小水力発電申請図書マニュアル</td><td>農林水産省水資源課</td><td>平成26年5月</td></tr> <tr> <td>農業用水利施設小水力発電設備計画設計技術マニュアル</td><td>農林水産省構造改善局</td><td>平成7年12月</td></tr> <tr> <td>小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブックver. 2</td><td>国土交通省</td><td>平成26年8月</td></tr> <tr> <td>小水力発電を河川区域内に設置する場合のガイドブック（案）</td><td>国土交通省</td><td>平成25年3月</td></tr> <tr> <td>小水力発電設置のための手引きver. 3</td><td>国土交通省 水管理・国土保全局</td><td>平成28年3月</td></tr> <tr> <td>水力発電水利審査マニュアル（案）</td><td>国土交通省 水管理・国土保全局</td><td>平成25年4月</td></tr> <tr> <td>改訂 解説・河川管理施設等構造令</td><td>（財）国土開発技術研究センター</td><td>平成12年1月</td></tr> <tr> <td>解説・工作物設置許可基準</td><td>（財）国土開発技術研究センター</td><td>平成10年3月</td></tr> <tr> <td>河川砂防技術基準（案）同解説設計編</td><td>（社）日本河川協会</td><td>平成9年10月</td></tr> </table>	名称	発行所	制定（改訂） 年月	鋼構造物計画設計技術指針（小水力発電設備編）	（社）農業土木機械化協会	平成26年12月	小水力発電事業化へのQ&A	（社）農業土木機械化協会	平成17年3月	小水力発電整備設備管理技術指針（基本設計）	（社）農業土木機械化協会	昭和63年3月	小水力発電整備設備管理技術指針（解説編）	（社）農業土木機械化協会	昭和63年3月	水力発電計画工事費積算基準	資源エネルギー庁・（財）新エネルギー財団	平成25年3月	ハイドロバレー計画ガイドブック	資源エネルギー庁・（財）新エネルギー財団	平成17年3月	中小水力発電ガイドブック	（財）新エネルギー財団	平成23年10月	マイクロ水力発電導入ガイドブック	新エネルギー・産業技術総合開発機構	平成15年3月	再生可能エネルギー導入の手引き	（財）日本水土総合研究所	平成23年3月	農業用水を利用した小水力発電導入の手引き	（財）日本水土総合研究所	平成21年3月	小水力発電申請図書マニュアル	農林水産省水資源課	平成26年5月	農業用水利施設小水力発電設備計画設計技術マニュアル	農林水産省構造改善局	平成7年12月	小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブックver. 2	国土交通省	平成26年8月	小水力発電を河川区域内に設置する場合のガイドブック（案）	国土交通省	平成25年3月	小水力発電設置のための手引きver. 3	国土交通省 水管理・国土保全局	平成28年3月	水力発電水利審査マニュアル（案）	国土交通省 水管理・国土保全局	平成25年4月	改訂 解説・河川管理施設等構造令	（財）国土開発技術研究センター	平成12年1月	解説・工作物設置許可基準	（財）国土開発技術研究センター	平成10年3月	河川砂防技術基準（案）同解説設計編	（社）日本河川協会	平成9年10月	
名称	発行所	制定（改訂） 年月																																																												
鋼構造物計画設計技術指針（小水力発電設備編）	（社）農業土木機械化協会	平成26年12月																																																												
小水力発電事業化へのQ&A	（社）農業土木機械化協会	平成17年3月																																																												
小水力発電整備設備管理技術指針（基本設計）	（社）農業土木機械化協会	昭和63年3月																																																												
小水力発電整備設備管理技術指針（解説編）	（社）農業土木機械化協会	昭和63年3月																																																												
水力発電計画工事費積算基準	資源エネルギー庁・（財）新エネルギー財団	平成25年3月																																																												
ハイドロバレー計画ガイドブック	資源エネルギー庁・（財）新エネルギー財団	平成17年3月																																																												
中小水力発電ガイドブック	（財）新エネルギー財団	平成23年10月																																																												
マイクロ水力発電導入ガイドブック	新エネルギー・産業技術総合開発機構	平成15年3月																																																												
再生可能エネルギー導入の手引き	（財）日本水土総合研究所	平成23年3月																																																												
農業用水を利用した小水力発電導入の手引き	（財）日本水土総合研究所	平成21年3月																																																												
小水力発電申請図書マニュアル	農林水産省水資源課	平成26年5月																																																												
農業用水利施設小水力発電設備計画設計技術マニュアル	農林水産省構造改善局	平成7年12月																																																												
小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブックver. 2	国土交通省	平成26年8月																																																												
小水力発電を河川区域内に設置する場合のガイドブック（案）	国土交通省	平成25年3月																																																												
小水力発電設置のための手引きver. 3	国土交通省 水管理・国土保全局	平成28年3月																																																												
水力発電水利審査マニュアル（案）	国土交通省 水管理・国土保全局	平成25年4月																																																												
改訂 解説・河川管理施設等構造令	（財）国土開発技術研究センター	平成12年1月																																																												
解説・工作物設置許可基準	（財）国土開発技術研究センター	平成10年3月																																																												
河川砂防技術基準（案）同解説設計編	（社）日本河川協会	平成9年10月																																																												
2-2 設計条件	本業務における設計条件は、次のとおりである。 計画発電用水量（最大） 8.00m³/s 有効落差（最大） 3.25m 水車形式 水中タービン式 発電所出力（最大） 199kW																																																													
2-3 参考図書	設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。																																																													
2-4 貸与資料	貸与資料は、次のとおりである。 <table> <tr> <th>分類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> <tr> <td rowspan="3">設計関係</td><td>小水力発電施設導入可能性調査検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>濃尾用水地区小水力発電施設検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>犬山頭首工小水力発電施設技術検討業務</td><td>1 式</td></tr> </table>	分類	貸与資料	数量	設計関係	小水力発電施設導入可能性調査検討業務	1 式	濃尾用水地区小水力発電施設検討業務	1 式	犬山頭首工小水力発電施設技術検討業務	1 式																																																			
分類	貸与資料	数量																																																												
設計関係	小水力発電施設導入可能性調査検討業務	1 式																																																												
	濃尾用水地区小水力発電施設検討業務	1 式																																																												
	犬山頭首工小水力発電施設技術検討業務	1 式																																																												

項 目	内 容				備考
		小水力発電施設可能性調査検討図書作成業務	1 式		
		小水力発電設備実施設計他総合技術業務	1 式		
		小水力発電設備補足設計総合技術業務	1 式		
		小水力発電設備操作・管理マニュアル等作成業務	1 式		
	その他	国営新濃尾土地改良事業計画書	1 式		
		その他必要資料（図面等含む）	1 式		
2-5 参考図書及び貸与資料の取扱い	2-3、2-4に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。				
第3章 設計作業内容					
3-1 作業項目及び数量	本業務における作業項目及び数量は、別紙「作業項目内訳表」によるものとする。				
3-2 設計作業の留意点	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 2-3、2-4及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料又は請負者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。				
3-3 業務の成果品質確保対策	契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計指針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。				
	(1) 業務確認会議				
	業務着手時に、管理技術者、担当技術者、技術次長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。				
	ア) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。				
	①設計条件・前提条件				
	②業務計画の妥当性				
	③スケジュール				
	④設計変更内容				
	⑤その他				
	イ) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。				

項 目	内 容	備考														
第4章 業務管理 4-1 情報共有システム	(2) 合同現地踏査 管理技術者、担当技術者、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。 (3) 会議等経費 「業務確認会議」に必要な経費については現行での初回打合せ経費に、「合同現地踏査」に必要な経費については現行歩掛での現地調査経費に含まれている。 (4) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 本業務においては、次のとおり情報共有システムを活用することとする。 (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Web サイト参照）によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。															
第5章 打合せ 5-1 打合せ	共通仕様書第1-10条による打合せは、次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">段 階</th><th>回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">初 回（作業着手段階）</td><td>1 回</td></tr> <tr> <td rowspan="3">中 間</td><td>検証計画策定段階</td><td rowspan="3">3 回</td></tr> <tr> <td>操作・管理マニュアル（素案）作成段階</td></tr> <tr> <td>検証結果のとりまとめ段階</td></tr> <tr> <td colspan="2">最終回（報告書原稿作成段階）</td><td>1 回</td></tr> </tbody> </table> なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	段 階		回数	初 回（作業着手段階）		1 回	中 間	検証計画策定段階	3 回	操作・管理マニュアル（素案）作成段階	検証結果のとりまとめ段階	最終回（報告書原稿作成段階）		1 回	
段 階		回数														
初 回（作業着手段階）		1 回														
中 間	検証計画策定段階	3 回														
	操作・管理マニュアル（素案）作成段階															
	検証結果のとりまとめ段階															
最終回（報告書原稿作成段階）		1 回														
5-2 施設管理者、管理予定者への説明	作業項目表「3. 操作・管理マニュアルの作成」に係る犬山頭首工の施設管理者である犬山頭首工管理所（以下「施設管理者」という。）への説明は、犬山頭首工管理所において、小水力発電施設の管理予定者となる関係土地改良区（以下「管理予定者」という。）への説明は、宮田用水土地改良区において行うものとし、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、監督職員と相互に確認するものとする。なお、それぞれの打合せは各1回を予定しているが、回数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。															
第6章 成果物 6-1 成果物	成果物は、共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ア 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部 イ 成果物の出力 3部（報告書はA4版、図面はA3版とし、ファイルは市															

項 目	内 容	備考
6-2 成果物の 提出先	販物で構わない。） 成果物の提出先は、次のとおりとする。 〒491-0903 愛知県一宮市八幡5丁目1番14号 東海農政局新濃尾農地防災事業所	
第7章 契約変更 7-1 契約変更	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 2-2に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 3-1に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 5-1に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 6-1に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) その他。	
第8章 定めなき 事項	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別 紙)

作 業 項 目 内 訳 表

【補足設計】

作 業 項 目	作 業 内 容	数量
1. 現地調査	施設操作・管理マニュアルの作成及び発電による管理施設への影響の検証にあたり、必要となる現地状況の確認や制約条件などを整理するための現地調査を行う。	1 式
2. 発電による取水施設への影響検証		
2-1. 既存施設の構造把握	発注者より提供する小水力発電所の出来形図面及び施設管理図を基に、小水力発電施設及び取水施設（左岸導水路、余水吐ゲート、余水吐水路、左岸取入樋門）の構造を把握する。	1式
2-2. 取水施設への影響検証計画の策定	2-1の内容を踏まえ、小水力発電所にて発電用水の取水を開始及び停止した際の、農業用水取水管理への影響を検証するための検証計画を策定する。計画の策定に当たって必要な諸条件は、犬山頭首工管理所に確認を取るものとし、農業用水の取水に影響がないことを前提とする。	1式
2-3. 取水施設への影響検証及び結果のとりまとめ	2-2にて策定した計画を基に検証を実施する。検証の実施に当たり左岸導水路の水位調整については犬山頭首工管理所にて行うものとし、犬山頭首工管理所、開閉所における管理項目以外は受注者にて測定を行い、検証結果を取りまとめるものとする。	1式
2-4. 発電による影響の解析	2-3の検証結果を基に、小水力発電所の発電用水取水が取水管理に与える影響を解析する。解析に当たり、発電所に生じる全ての損失を考慮した上で、下記に係る左岸導水路の取水パターンにおいて行うものとする。 11. 39m ³ /s（3月26日～4月20日） 27. 88m ³ /s（4月21日～5月25日） 44. 54m ³ /s（5月26日～6月25日） 44. 15m ³ /s（6月26日～10月15日） 1. 13m ³ /s（10月16～3月25日）	1式
3. 操作・管理マニュアルの作成	小水力発電設備を操作・管理するための施設管理者、管理予定者向けのマニュアルを作成する。作成にあたっては過年度業務及び発注工事の機器仕様を参考とし、具体的な数値を記載、説明図を多用するなど分かりやすいマニュアルの作成に努めるものとする。なお、素案作成の後、施設管理者、管理予定者に対して説明を行い、意見・要望を踏まえ作成するものとする。	1 式
4. 点検とりまとめ	上記の各作業の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	1式